

## 河川整備基本方針の国土交通大臣同意について

### 1 河川整備基本方針の国土交通大臣同意

平成 21 年 3 月 10 日付で武庫川水系河川整備基本方針が河川法第 79 条の規定により国土交通大臣の同意を得ました。(別紙 1 参照)

### 2 河川整備基本方針の修正箇所

平成 20 年 2 月 13 日付で県から国土交通大臣あてに協議した案から以下のとおり一部修正しました。

国土交通省との協議により、

#### 3 河川の整備の基本となるべき事項

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

において、主要地点として「河口」を追記しました。

(別紙 2 参照)



別紙 1

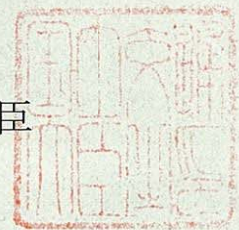
国河計調第88号

兵 庫 県 知 事

平成20年2月13日付け武第1081号で協議のあった武庫川水系河川整備基本方針については、河川法第7.9条第2項第1号の規定により同意する。

平成21年3月10日

国 土 交 通 大 臣





武庫川水系河川整備基本方針の修正箇所

下線部 = 修正箇所

別紙 2

3 河川の整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

昭和 36 年 6 月洪水、同 58 年 9 月洪水、平成 11 年 6 月洪水、同 16 年 10 月洪水等の既往洪水について検討した結果、流域において流出抑制対策を講じない場合の洪水のピーク流量  $4,690\text{m}^3/\text{s}$  を、県及び流域関係市で整備する流域内の学校、公園、ため池、防災調整池を利用した貯留施設等により  $80\text{m}^3/\text{s}$  の流出抑制を図り、基本高水のピーク流量は計画基準点である甲武橋地点において  $4,610\text{m}^3/\text{s}$  とし、このうち流域内の洪水調節施設により  $910\text{m}^3/\text{s}$  を調節して、河道への配分流量を  $3,700\text{m}^3/\text{s}$  とする。

基本高水のピーク流量等一覧表 (単位:  $\text{m}^3/\text{s}$ )

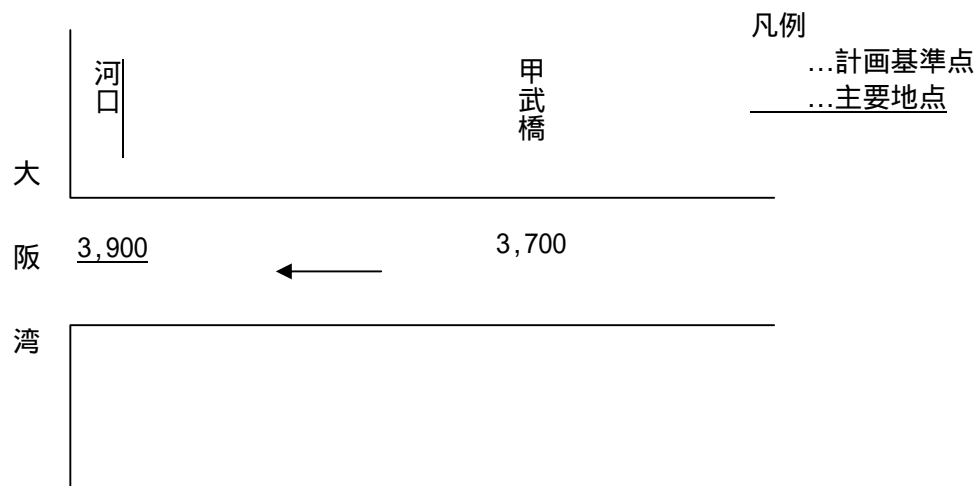
河川名	計画基準点	基本高水のピーク流量	洪水調節施設による調節流量	河道への配分流量	(参考) 流域対策による 流出抑制量
武庫川	甲武橋	4,610	910	3,700	80

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

計画高水流量は、計画基準点である甲武橋地点において  $3,700\text{m}^3/\text{s}$  とし、河口において  $3,900\text{m}^3/\text{s}$  とする。

武庫川計画高水流量図

(単位:  $\text{m}^3/\text{s}$ )



### (3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	河口からの距離 ( km )	計画高水位 O.P. ( m )	川幅 ( m )
武庫川	甲武橋	8.0	18.01	280
	河口	<u>0.0</u>	<u>5.00</u>	<u>250</u>

(注) O.P. : 大阪湾最低潮位

### (4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

武庫川における既得水利は、生瀬橋地点より本川下流において、農業用水としての利用の他、工業用水として  $0.35\text{m}^3/\text{s}$ 、水道用水として  $0.69\text{m}^3/\text{s}$  がある。

これに対し、生瀬橋地点の低水流量及び濁水流量は、平成 5 年から平成 16 年の平均値では、それぞれ  $3.81\text{m}^3/\text{s}$  及び  $2.25\text{m}^3/\text{s}$  である。

生瀬橋地点における流水の正常な機能を維持するために必要な流量は、利水の現状、動植物の保護などを考慮し概ね  $1.5\text{m}^3/\text{s}$  とする。

なお、流水の正常な機能を維持するため必要な流量には、水利流量が含まれているため、水利使用の変更に伴い、当該流量は増減するものである。